	特定麻薬向	A 麻薬向精神薬原料	B 適用除外	C 事故の届出
	精神薬原料		次の濃度以下の物について は、麻薬及び向精神薬取締法の 規定が除外されます。	次の数量を超える麻薬向精神 薬原料につき事故が生じた場合 は、事故の届出が必要です。
1		アセトン	5 0 %	1 5 0 kg
2		アントラニル酸及びその塩類	アントラニル酸として50%	アントラニル酸として30kg
3		エチルエーテル	5 0 %	1 4 0 kg
4		塩酸	塩化水素を10%	塩化水素を 2 0 kg
5		トルエン	5 0 %	1 7 0 kg
6		ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして50%	ピペリジンとして500g
7		メチルエチルケトン	5 0 %	1 6 0 kg
8		硫酸	1 0 %	2 0 kg
9	0	N-アセチルアントラニル酸及	N-アセチルアントラニル酸と	N-アセチルアントラニル酸と
		びその塩類	して50%	して40kg
10	0	4-アニリノピペリジン及びそ	4-アニリノピペリジンとして	(数量にかかわらず届出が必要)
		の塩類	50%以下	
11	0	4-アニリノ-1-フェネチル	4-アニリノ-1-フェネチル	(数量にかかわらず届出が必要)
		ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして50%	
12	0	イソサフロール	5 0 %	4 kg
13	0	エルゴタミン及びその塩類	エルゴタミンとして50%	エルゴタミンとして20g
14	0	エルゴメトリン及びその塩類	エルゴメトリンとして50%	エルゴメトリンとして10g
15	0	過マンガン酸カリウム	1 0 %	5 5 kg
16	0	サフロール	5 0 %	$4 \mathrm{kg}$
17	0	1, 1-ジメチルエチル=4-ア	1, 1-ジメチルエチル=4-ア	(数量にかかわらず届出が必要)
		ニリノピペリジン-1-カルボ	ニリノピペリジン-1-カルボ	
		キシラート及びその塩類	キシラートとして 50%以下	
18	0	ピペロナール	5 0 %	4 kg
19	0	N-フェニル-N- (ピペリジン	N-フェニル-N- (ピペリジン	(数量にかかわらず届出が必要)
		-4-イル) プロパンアミド及び	-4-イル) プロパンアミドとし	
		その塩類	て 50%以下	
20	0	1-フェネチルピペリジン-4	1-フェネチルピペリジン-4	(数量にかかわらず届出が必要)
		一オン及びその塩類	一オンとして50%	
21	0	無水酢酸	5 0 %	2 1 0 kg
22	0	メチル=2-メチル-3-(3,	メチル=2-メチル-3-(3,	(数量にかかわらず届出が必要)
		4-メチレンジオキシフェニル) オキシラン2-カルボキシ	4-メチレンジオキシフェニル) -オキシラン-2-カルボキシ	
		ラート及びその塩類	ラートとして50%	

23	0	2-メチル-3-(3,4-メチ	2-メチル-3-(3,4-メチ	(数量にかかわらず届出が必要)
		レンジオキシフェニル) -オキシ	レンジオキシフェニル) -オキシ	
		ランー2-カルボン酸及びその	ランー2ーカルボン酸として5	
		塩類	0 %	
24	0	3,4-メチレンジオキシフェニ	5 0 %	4 kg
		ルー2-プロパノン		
25	0	リゼルギン酸及びその塩類	リゼルギン酸として50%	リゼルギン酸として10g

- ※麻薬向精神薬原料のうち、アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン、放射性物質を含有する物は、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。
- ※バッテリーに使用されている硫酸については、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。なお、バッテリー に使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない硫酸については、規制対象となります。 (H18/6/27 薬食監麻発第 0627001 号)

令和4年8月現在